生活に何かと役立つ連載コラム

つぶやきがんちゃんの

生活知恵袋

せいかつちえぶくろ

Vol. 70

今月のテーマ　遺産分割

かつての旧民法では、相続における遺産はその全てが家長に引き継がれ、遺産分割の問題そのものが存在しなかった。しかし、現在の法律では遺言等での指定がない限り、法定相続分に従って分割するか、相続人間の分割協議にて決定することになる。ならば、“法定相続分通りに分割すりゃあ簡単な話じゃないか”と思う向きもあるだろうが、どっこいそう簡単にはいかない。

相続財産が現金のみという場合は、分けること自体は簡単かもしれないが、不動産だったり事業用の資産だったりすると分けようにも分けられないし、分けること自体が問題を大きくしてしまうことさえある。旧民法の家督相続から法定相続分に変わったことで、相続を争族にさせてしまった現実も否めない。

「相田みつを」の「うばい合えば」という作品を皆さんはご存じだろうか？その中に、「うばい合えば足らぬ、わけ合えばあまる」「うばい合えば不満、わけ合えば感謝」というくだりがある。短い文章ではあるが、なんと重い言葉だろうか…。

あの3.11の東日本大震災の大惨事の後、不足する食料や物資の中にあって秩序正しく並んで待つ日本人の姿は世界の人々を感動させた。ともすれば奪い合いになりかねない窮状の中での分け合いと秩序維持は、世界に誇れる日本人の精神そのものを改めて垣間見ることとなった。まさに“分け合えば感謝”であるのだが、これを相続の問題に重ねてみると少し事情は違ってくるようだ。震災の中で、限られたものを分け合うのと、故人が遺した遺産を分け合うのとでは、一体何が違うのだろうか…？災害時の苦境の中での限られた物資の分け合いと譲り合い、親族が家族に遺してくれた財産をめぐる分割協議のトラブル。財産が有るが故のトラブルだとすれば、それを残した故人の想いはいかばかりだろうか…。

“相続財産”。その分割は残る遺族で話し合われるものではなく、遺す本人（被相続人）が先に逝く者の責任として決めておくべきと考える今日この頃だ。家族のために遺した財産が基で、愛する家族を“争族”にしたくなければ…。

●遺産分割がされないと

相続が開始（被相続人の死亡）されて、何もしないで3カ月が過ぎると、単純承認（※1）したことになり、被相続人が死亡時に持っていた一切の権利・義務を相続人が相続分に応じて共同相続（共有）することになる。この共有状態を解消して、それぞれの相続人に分配し取得させる手続きが、遺産分割だ。

では、遺産の分割が行われないまま放置されると一体どうなるか？遺産の分割自体に何時までという制限はないが、様々な問題が発生する。

預貯金のケースでは、法定相続分の権利を持っているので、引出し出来そうなものだが、金融機関は法定相続人全員の同意と印鑑証明書の提出を求めるのが通常だ。もし、他の相続人が同意しなければ、いつまで経っても引出しが出来ないという事態を招いてしまう。これが不動産になると、所有権は故人の名義のままとなり、処分しようにも所有権の移転がされない限りはどうにもならない。

また、相続税の申告期限は故人の死亡後10ヶ月以内とされており、この期限を過ぎると小規模宅地等の特例や配偶者の税額の軽減の特例が使えないため、実際の納税額よりも多額の税金を（一旦は）納税しなければならない。その後に遺産を分割し還付を申請できるのは3年以内とされており、これを過ぎると、特例による優遇は適用されないことになってしまう。

齋藤廣勝（さいとう　ひろかつ）
株式会社トータルライフサポート代表取締役
・CFP®サーティファイドファイナンシャルプランナー
・1級ファイナンシャルプランニング技能士
・日本商工会議所　年金・退職金等認定講師
・住宅ローンアドバイザー
・金融広報アドバイザー

こちら

保険と暮らしの相談センター

あなたの夢の実現へのお手伝い!!

- 家計の見直し・生活設計
- 住宅取得、住宅ローンの見直し
- 保険見直し・加入（生命保険）
- 保険見直し・加入（損害保険）
- 年金・老後資金準備
- 相続・遺産分割
- ライフプラン作成

お気軽にご相談ください。

株式会社
募集代理店 トータルライフサポート

〒010-0916　秋田市泉北3丁目17-22
●営業時間：9:30～19:00　●定休日：水曜日

TEL 018-827-7611
Fax 018-827-7610
URL http://tls-akita.co.jp

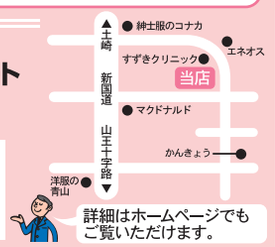

詳細はホームページでもご覧いただけます。

●遺産分割の手続き

【遺言による分割】

被相続人が遺言（自筆証書遺言・秘密証書遺言・公正証書遺言）で分割の方法を定めているときは、その指定に従って分割するというものだ。故人の想いとして是非とも作成して戴きたいと思うのだが、現実は…！

【協議による分割】

遺言がない場合や、あってもその詳細が指定されていない場合などは、相続人間の協議で決める。この場合で、相続人全員の合意があれば、法定相続分に従う必要はなく、また遺言による指定に従う必要もなく、相続人でその方法を決定できる。

【調停・審判による分割】

相続人間での協議が調わないときや協議をすることができないときは、家庭裁判所に請求して調停分割又は審判分割するほかはない。家庭裁判所による分割には、調停分割と審判分割に委ねることになるが、何とか回避したいものだ。しかし、最初からもめそうな時などは、あえて第三者に間に入っていただくという意味で、調停を申立てる方が良い場合も…。

（※1）用語解説

単純承認（たんじゅんしょうにん）とは相続人が、負債をも含む被相続人の一切の財産を無条件に承継を承認すること。相続発生後に相続放棄や限定承認をしなければ、3カ月後に単純承認したものとなり、その後に相続放棄や限定承認は出来なくなってしまう。

限定承認とは、被相続人の借金がある場合などに、プラスの財産の範囲内で債務を引き継ぐという方法。3カ月以内に家庭裁判所への申立ての手続きが必要。

相続放棄とは、プラスの財産もマイナスの財産もまったく相続しないというもの。3カ月以内に家庭裁判所への申立ての手続きが必要。

●遺産分割の方法

【現物分割】

相続人それぞれが、土地や現金の単独の所有分を決めるもので、「土地と家屋は妻」、「株式は長男」、「現金は長女」にというように分割する方法だが、現金以外の場合などはそれぞれの価値が違ったりすると、うまく分けられない場合もある。

【換価分割】

不動産など、遺産の一部または全部を売却して、そのお金を相続人で分ける方法だ。簡単で分かりやすいようにも見えるが、被相続人と同居していた相続人が引き続き居住を希望する場合など困難な場合もある。

【代償分割】

遺産が居住用の土地・建物だけなどで、現物分割や換価分割が難しい場合などで、遺産の全部または一部を相続人中の特定の者が取得し、その代わりに、他の相続人に不足分を代償金として支払うという方法。

【共有分割】

共有分割は、特定の人に分割せず、個々の遺産を共有する方法だが、この方法は、分割というよりは単に分割を先送りすることに他ならない。将来的に処分や分割をしようとする時に、共有者が遠方に引越しをしたり、意思決定の出来ない病状が発生したり、または死亡によって相続人に引き継がれたりするなど、後々大きな問題になりかねないため、特別な事情がある場合を除いては避けるのが賢明だ。

●平等な相続と公平・公正な相続？

家族が亡くなって、遺言書などが残されていない場合は、相続人間で分割の協議をすることになる。「さて、それでは財産は平等に分けることにしましょう」、と簡単に決められるであろうか？全ての財産が均等に分けられるのかも問題だし、そもそも平等・均等に分けて良いのだろうか…。

その前に平等とはどういうことか？広辞苑を開いてみたら、「片寄りや差別がなく、全てのものが一様で等しいこと」とある。一方、公平を見ると「かたよらず、えこひいきのないこと」とあった。これだけを見ると訳が分からなかったので、ものの本などで調べていくと、端的に言えば「平等」は一律と解されるが、「公平・公正」はどうやらもっと奥深い。裁判では良く聞くが、平等な裁判とは言わない。公平・公正さをもった裁判と表現されるのは、判例に基づく一律の量刑にはならず、総合的な判断基準でジャッジを下す。一律でないということは、ある意味、不平等ということになる。それだけに、過去の判例と違うジャッジを下す際には、国民を納得させるだけの理由も必要だし、それなりの権威と裁量を持ち合わせた人の判断でなければならない。子供のお小遣いも、小学生と高校生では当然に違ってくるし、食べ物を分け与えるのも、量は違ってこそ納得できるものなのである。

言い方を変えると、平等は不公平であるし、公平は不平等と言える。世の中には平等という名のもとに不条理な事柄も少なくない。平等とするべきことが良い場合も当然にあるし、否定するつもりもないが、真の公平・公正な判断がもっとあればと思う今日この頃だ。あら、なんだか国語の勉強になってしまった感があるが、これはこれで面白いなあ。

ところで、話は本題の遺産分割に戻すが、法定相続分の割合は親・子・兄弟と同じ立場であれば平等であるし、権利として認められている。本来、平等であればもめない筈なのであるが、なぜか…？もしかしたら、平等が不公平を生んでいるのかもしれない。

故人の介護に献身的にかかわった人や、財産の維持管理に貢献した人に対しては、それなりの配分があっても良いのではないだろうか。

もし、平等な不公平を真に解消できる人がいるとすれば、それは調停員でもなく裁判官でもない。それは被相続人としてのあなた自身でしかない。財産を遺すものの責任なのではないだろうか。先に逝くものの責任ということを、改めて考えてみませんか…。

先に逝く者の責任を考えたところで、来月号では、どんなメッセージを残さなければならないかを考えてみよう。